

包括契約に関する特約

レスキュー損害保険株式会社

目次

第1条（この特約の適用条件）

第2条（帳簿の備付け）

第3条（被保険者の定義）

第4条（通知）

第5条（被保険者毎の保険責任期間）

第6条（普通約款の適用除外）

第7条（準用規定）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が法人または個人事業主で、この特約について合意がある場合に適用します。なお、この特約は、保険料月払いに関する特約が付帯されていない場合は適用することができません。

第2条（帳簿の備付け）

保険契約者は、被保険者数、契約対象物、その他の当社の定める事項を記載した帳簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第3条（被保険者の定義）

被保険者は、第2条（帳簿の備付け）に定める契約対象物を所有または使用する者とします。

第4条（通知）

1 保険契約者は、保険証券等記載の通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当社の定める事項を、書面または電磁的方法により、当社に通知しなければなりません。

2 第1項の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当社は、その通知にかかわる被保険者の被った損害に対しては、保険金を支払いません。

3 第1項の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。

第5条（被保険者毎の保険責任期間）

1 当社がこの保険契約により、被保険者毎に保険責任を負う期間は、各被保険者が会員となった保険契約者のサービス制度の規約で定められた日の0時に始まり、被保険者が当該サービス制度から脱退、退会した日の24時に終わります。但し、保険責任期間の始期および終期は保険契約の始期および終期の期間内となります。

2 第1項の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第6条（普通約款の適用除外）

修理費用保険普通保険約款第1条（用語の定義）の被保険者の定義の規定は適用しません。

第7条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。